

競争と平均利潤の法則

本間要一郎

1

独占資本主義の段階における「平均利潤法則」の作用については、大ざっぱな類型化を許さないほどに多様なニュアンスをもった多くの議論がたたかわされていることは、周知のところである¹⁾。しかし、この法則の作用を、何らかの意味で否定する議論と何らかの意味で肯定する議論との間にには、「平均利潤の法則」という名称でそれぞれが表現しようとしている内容に、微妙ではあるが、かなり重要な、くいちがいがあるように思われる。この法則の作用を否定する側では、異種生産諸部門間の相異なる特殊的利潤率が、資本の部門間移動を通して、明確な単一の平均的水準(それは社会的総資本にたいする総剩余価値の比率に等しい)に均等化されることとして、この法則を理解するのにたいして、この法則の作用を肯定する側でいう「平均利潤の法則」は、多かれ少なかれ、「変容」され、「転形」されたものとして存続するのであって、事実上、諸部門間における、何らかの形態での何らかの水準での、利潤率の均等化傾向を意味するにすぎないばあいが多いのである。したがって、否定論者のいう意味での「平均利潤の法則」は、肯定論者の側においても、事実上否定されるとみていいように思われるし、また、後者の主張する「利潤率均等化の法則(または傾向)」については、前者もまた、からずしもこれを否定しないのである²⁾。

1) 遊部久蔵編著『資本論研究史』p. 40以下；林直道「資本主義の基本的経済法則」上、下、『経済学雑誌』第36巻 第6号、第37巻 第2号を参照。

2) 独占段階における「平均利潤の法則」の作用を否定する立場に立つものとして最も首尾一貫した議論を展開したと考えられる見田石介氏のばあいでも、「独占の時期における各部面の資本のあいだの競争、とくに生産において決定的な役割を演じている独占相互の競争が、独占相互、非独占相互の利潤均等化の力として作用し、これが社会的総労働の各生産部面への

もしもこのような解釈が可能であるとすると、両者の議論のあいだの距離はかなりちじまるようと思われるけれども、それはたんに形式上のことであって、実質的にはなお重要な論点が残る。それは、独占資本主義のもとで作用するとみられる「利潤率均等化法則」は、「平均利潤の法則」の「変形」として「存続」するものなのかどうかということである。ここでいう「変形」の具体的内容については、見解のわかれることもある。しかし、少くともつきのようにいうかぎりでは、重大な異論は生じないだろうと思う。すなわち、この法則は、独占的高利潤の法則が基本的に支配する状況のもとでは、独占利潤の一般的限界を規定する作用をもつにとどまり、かっての「平均利潤の法則」のように、異種諸部門の特殊的利潤率を、一般的利潤率に均等化させるという決定的な作用をもたないということである。「転形」の内容を、このように理解してさしつかえないものとすると、このように「転形」された法則、つまり、一般的利潤率の形成としたがって生産価格による市場価格の規制をその内容に含まないような法則を、「平均利潤の法則」と呼ぶことは、少くとも概念上の混乱を生ずるよう思う。ある論者が述べたように、「平均利潤率の法則は、独占の支配する条件のもとにおいては資本間の死活を争う激甚なる闘争によって一層大なる背離をともなって作用する³⁾」のだとすれば、この「背離」の必然性と、それを「一層大」ならしめる根拠が明らかにされなければならないのであって、そのような実質的規定を含む「法則」は、もはや、「平

配分のための規制者となっている事実をけっして否定するものではない」(「平均利潤法則について」『経済学雑誌』第35巻 第3・4号、p. 24)と述べている。

3) 杉野明夫「最大限利潤についての一考察」『経済学雑誌』第29巻 第5・6号、p. 46。

均利潤の法則」と呼びえないからである。このようなものとしての法則を、しばしばそう呼ばれているように「利潤率均等化の法則」と名付けるなら、それは、「平均利潤法則」の別の表現としてではなく、「平均利潤の法則」の作用する基盤がすでに失われた段階における、独自の法則とみなさるべきである。

しかし、これらの2つの法則を質的に区別し、一方が他方の「転形」とみなしうるようなものでないということは、この両者の間に何の関係もないということを意味するものではない。平均利潤の法則は、自由競争の段階における競争を規制するものとして、「剩余価値が一括されて再分配されることの、ありうる1つの形態⁴⁾」にかかわるものであったが、しかし、マルクスによって定式化された「平均利潤の法則」の理論的内容は、同時に、資本家的競争の基本法則、「諸資本の競争」の一般的構造を明らかにする側面をもっていたことを見落すのは、理論的遺産を正しく評価することにならないであろう。マルクスは「ありうる1つの形態」の分析において、じっさいには、同時に「ありうる一般的形態」の考察を行った。というよりはむしろ、一般的形態の分析を、「ありうる1つの形態」に即して——したがってある種の限定のもとに——遂行した、といった方がいいかもしだれない。

この小論は、「平均利潤の法則」の定成化の中に含まれている、競争のメカニズムの考察を通して、それがどのような意味において資本家的競争の一般理論たる側面をもつかを明らかにしようとする、1つの試みにはかならない。この短い論稿では、限られた論点についての大まかな議論しか展開できないが、そのような試みは、独占資本主義段階で作用する「利潤率均等化法則」の理論的一般化のための、1つの(「唯一の」ではない)有効なアプローチだと思われるのである。

2

平均利潤の法則は、異種生産諸部門間における利潤率均等化にかんするものであって、すべての

4) 見田石介、前掲論文、p. 27、(傍点は見田氏のもの)

個別的諸資本における利潤率の均等化という意味は少しも含んでいない、ということは、今さら指摘するまでもないことである。しかし他方では、異種生産諸部門間における一般的利潤率の形成の結果成立する生産価格が、価値の転化した形態として、すべての生産部門における諸商品の市場価格を規制し、このことを通して、すべての個別的資本の利潤に一定の作用を及ぼす側面をもつ。相異なる生産諸部門においては、投下資本の平均的有機的構成が多かれ少なかれ相違するから、各部門における剩余価値率が同一であるとすれば、それぞれの部門における平均的な利潤率(すなわち、それぞれの部門での総投下資本にたいする総剩余価値の比率)は、本来かなり不等なものである。利潤率のこのような部門間落差が部門間における資本の移動を呼び起こし、それ自身がまた新たな落差を生ぜしめ、再び逆の方向への資本移動を呼び起こす。しかし、このたえざる不均等の調整運動は、けっきょく異種諸部門間における相異なる利潤率を、1つの一般的利潤率に均等化させるよう作用するであろう。各生産部門の資本は、その有機的構成のいかんにかかわらず、総体としては、一般的利潤率に照応した利潤、すなわち平均利潤をうけとることになる。つまり、この平均利潤を取得しうる価格でその商品を販売する。各部門で生産される諸商品の市場価格は、価値または市場価値によってではなく、生産価格によって規定されることになる。

平均利潤の法則の内容を、ひとまず以上のように総括すれば、このような関連の中では、平均利潤の法則が、同一部門内の個別的諸資本の利潤率と関連をもつるのは、さしあたり、生産価格範疇の成立という1点を通してであるといつていいであろう。

しかし、生産価格の成立には、それぞれの部門において、そこで生産される商品について、单一の市場価値の形成されていることが前提される。ある同一種類の商品は、それぞれ生産諸条件を異にする多くの個別的諸資本によって生産されるかぎり、もともとその個別的価値は等しくないが、これらの諸資本間の競争は、これらの相異なる個

別的価値を1つの市場価値に平均化するのである。ここで、念のためつぎの点に注意をうながしておくる必要がある。

第1に、このようにして各部門毎に形成される市場価値は、その中に含まれる剩余価値が投下資本にたいして各部門とも等しい比率をもつようなものとして形成されるのではないということである。このことは、各部門における総資本対総剩余価の比がそれぞれ相違するということに照応する当然の結果である。したがって、市場価値とは、平均利潤の法則の前提をなしていた、異種生産諸部門の特殊的利潤率の不均等を、単位商品の価値において表現したものだといつてもいいだろう。

第2に、この市場価値がどういう水準で決定されるにしろ、それは多かれ少なかれ個別的価値との差を含むのであり、優良な生産諸条件をもつ資本においては、その商品の個別的価値が市場価値以下であることによって、特別剩余価値が発生し、それが超過利潤として実現されるのにたいし、標準的条件以下の資本は、市場価値に含まれるこの部門での平均的な利潤をも実現できないことになるのだが、しかし、市場価値と、この市場価値に平均化される個別的価値との差が、どういう構造を示すかは本来各生産部門によって、多かれ少なかれ相違するということである。なぜならば、それぞれの生産部門では、個別的諸資本の生産諸条件の不均等の程度と、この不均等な生産諸条件をもつ諸資本の量的比率の違いに基いて、個別的価値をそれぞれ異なる商品の、量的比率が異なるからである。

そこで、この市場価値にかわって、生産価格が市場価格の規則者となるということはつぎのことを意味する。すなわち、

(1) 部門によってそれぞれ相異なる特殊的利潤率を含むような水準に決定されていた、市場価格変動の重心を、部門間に均等な利潤率を実現するような水準に移動させ、(2) そのことを通じて、それぞれの部門内における個別的資本の間の利潤率の格差構造に一定の修正をもたらすということである。したがって、生産価格範疇の成立は、部門内における利潤率の不均等そのものを解消させ

るものではないし、またその不均等の程度を緩和するという作用も、それ自身としては何ももっていない。「市場価格について述べた一切は、必要な限定を加えれば生産価格にも当てはまる⁵⁾」のである。

要するに、資本の部門間競争は、利潤率均等化法則の作用を通して、すべての部門の資本にたいし、その生産する商品を等しく生産価格で販売することを余儀なくさせるのであるが、まさにそのことによって、同一部門内においては、ある資本への平均率以上の利潤の帰属と、他の資本への平均率以下の利潤の帰属とが必然的なものとなるのである。マルクスは、同部門内の諸資本の競争と、異なる部門の諸資本の競争とを明確に区別し、リカード⁶⁾が事実上この区別に対応する2つの命題に言及しているながら、「不等の利潤率をもつ等しい価値または価格と、不等の価値をもつ等しい利潤率および価格」という「二重の規定」を感じしていないことをいぶかっている⁶⁾。

生産価格範疇成立の意味を以上のようにとって誤りないとすれば、「平均利潤の法則」は、同一部門内における個別的諸資本の不均等な利潤率を前提している、といつても、それは均等化すべき対象として「前提」するというようなものでなく、この法則自身のむしろ必然的結果として包摂しているのだ、ということができる。

ところが、このような同一部門内における利潤率較差という前提のもとでは、部門間における一般的利潤率の成立もありえず、「自由競争を前提としても、大小資本の競争によって、諸部門間に利潤率の較差が生ずる傾向⁷⁾」があるという議論がある。このような考え方においては、部門内における利潤率格差は、本来「平均利潤の法則」にたいして反対に作用する「不均等化要因」とみなされるわけで、したがって、このような反対要因の存在にもかかわらず、自由競争の段階で平均利

5) マルクス『資本論』第3巻、第2篇、第10章、青木文庫版 第9分冊、p. 295。

6) マルクス『剩余価値学説史』、国民文庫版 第2冊、p. 77。

7) 北原勇「集積・集中と独占」『三田学会雑誌』第51巻 第5号、p. 34。

潤の法則が支配的に作用するといえたのは、「産業資本主義段階においては、諸企業および諸部門間の資本規模の相違は顕著に少なく、……相互に對等な競争条件を有する諸企業の競争を、その理論構成の基礎⁸⁾」とすることができたからだということになる。これらの諸研究においては、部門の内外を問わず、一般に利潤率の較差は資本規模の格差に基くものと考えられているのであるが、「資本一般」の体系としての『資本論』においては、「諸資本の大きさの區別」は捨象されているといふのである。これらの諸研究について何かまとまった検討を加えることがここでの課題ではない。ただ、以下に展開される論点との関連で、つきの点を指摘しておくことが適當だと思う。

第1に、『資本論』の中で、いわゆる資本規模格差の問題が、いわれるよう軽視されたり「捨象」されたりしているかどうかということである。

マルクスは、『資本論』第3巻、第2篇で、平均利潤の法則を定式化したのであるが、一方すでに第1巻、第7篇で「資本制蓄積の一般的法則」を展開した際に、資本の蓄積が集積・集中の形態をとって進行することを明らかにしている。彼は、この第7篇で、自由競争がもっとも典型的に展開されたとみられる1940年代から60年代に至る20年間について、「資本の蓄積は、同時に資本の集積・および集中を伴った⁹⁾」ことを示そうとしたのである。資本の集積・集中とは、すなわち、いわゆる資本規模格差の拡大にほかならないだろう。少くとも、マルクスが、資本の集積、集中を、したがって資本規模格差の拡大を、資本制蓄積の一般的法則を定式化する際には捨象しうるほどの、ささいな部分的要素とみなしていなかつたことは明らかである。このような集積・集中を伴う資本制蓄積の進展という現実を、その理論的分析の対象としていたマルクスが、第3巻では、この資本制蓄積の一般的特徴を捨象することによってのみ成立しうるような利潤法則を定式化した

8) 星川順一「利潤率格差について」『経済学雑誌』第41巻 第2号, p. 69。

9) 『資本論』青木文庫版 第4分冊, p. 1004。

とは、私には考えられない。

第2に、それにもかかわらず、マルクスが、平均利潤法則の定式化にあたって、資本規模格差の要因を理論的に捨象したのは何故か。私は、以下において、部門内競争と部門間競争の区別と関連について、もう少し立ち入って考察することの中で、この問にも答えることができるよう思う。

3

「市場価格と市場価値との(さらに、生産価格との)関係のいかんをとわず、同じ部門の個々の資本家にとっては、生産諸条件の違い、それにしたがって利潤率の違いは、依然として[存続]する¹⁰⁾」ということは、商品の価値が、その生産のための社会的必要労働時間によって決定されるかぎり、不等な生産諸条件、したがって不等な労働生産性をもって生産される商品の個別の価値は、それぞれなんらかの程度において社会的価値と背離するという、商品の価値規定そのもの中にすでに合意されているといえるかもしれないが、われわれが、資本家の競争の具体的形態に近づくためには、剩余価値の生産および資本の蓄積の構造の中でそれを位置づける必要があるだろう。

单一の市場価値形成による超過利潤の発生は、マルクスの体系の中で、相対的剩余価値生産のいわば起動力たる役割を果たす。個々の資本は、標準的水準以上に高い労働生産性を実現することによって、その商品の個別の価値を市場価値(社会的価値)以下に引き下げ、特別剩余価値を生む。この特別剩余価値の取得のために、個々の資本家は、労働生産性の増大、そのための生産諸条件の改善(といっても資本家の意識の中では、直接には、費用価格の低減を意味するものとして)にかりたてられる。資本制生産による、それ自身の技術的社会的・諸条件の不断の変革の基本的動因を、この特別剩余価値の取得と、それを契機として社会的規模で進行する相対的剩余価値の生産以外のところで、考えることはできないようと思われる。マルクスは、『資本論』第1巻、第4篇、第

10) 『剩余価値学説史』前掲版, p. 75。

10章で、「改良された生産様式を充用する資本家」の取得する特別剩余価値を説明して、「彼は、資本が相対的剩余価値の生産において全体的に行うことを、個別的に行うのだ¹¹⁾」と述べた。市場価値は(そしてある限定のもとに生産価格も)「各特殊的生産部面で最良の条件のもとで生産する人々の超過利潤を含む¹²⁾」という第3巻、第2篇、第10章における規定は、明らかに、第1巻における相対的剩余価値および特別剩余価値にかんする規定の、競争条件のもとでの展開であるとみなければならない。

しかしながら特別剩余価値(あるいは超過利潤)の取得をめぐる諸資本の競争が、その部門の生産諸条件の標準的水準を高め、商品の社会的価値または市場価値を低下させるならば、最初の資本家が手に入れた超過利潤は、そのかぎりで消滅するであろう。その意味で、超過利潤は、たしかに一時的・経過的なものにすぎない。しかし、このようにしてある特定資本家の取得した超過利潤が消滅したときには、同時に、一般的に高められた水準における生産諸条件の不均等が出現しているわけであり、よりすぐれた生産諸条件をもつ資本家には超過利潤が生まれているはずである。したがって、超過利潤の一時的・経過的性質といわれるものは、それが特定の資本家に固定していないという意味においてあって、超過利潤そのものは、すべての部門において、部門内の諸資本のどれかのもとで、つねに発生する。その意味で、超過利潤は恒常的な性格をもつのである。しかもこの場合でも、ある期間にわたって特定の資本家が超過利潤を取得したということは、それ自身が資本蓄積の不均等な進行の基礎をなすものであり、すでに進行した不均等な蓄積は、当然その後の競争における不平等な条件をつくりだすであろう。こうして、自由競争のもとにおいても、超過利潤を取得しうる資本グループが、漸次特定のものに固定化してゆく傾向があると考える方が合理的なようと思われる所以である。

超過利潤の発生ということは、もっと一般的に

表現すれば、同一部門内の諸資本における利潤率の不均等にはかならないが、このことの基礎は、同一種類の商品の生産についての各資本における労働生産性の相違にある。このような利潤率較差は、たえざる「生産様式の変革」にもかかわらず常に存在するのであってもともと競争によって、解消されえない性質のものである、というよりはむしろ競争そのものの根本的な条件ないし原則だといわなければならない。そして、このような利潤率較差が資本の不均等蓄積の基礎であり、したがってまた資本と生産の規模における不均等性の増大を意味するとすれば、それは、生産の集積ないし資本の集積・集中の主要な実質的内容をなすといえるだろう¹³⁾。資本規模の格差は、それが利潤率較差の規定要因ではなかったが故に、「捨象」されたのである。それは、この要因が一般的に重要でなかったからではなく、集積・集中は、資本家的競争一般の原則的な形態、その必然的な随伴現象であって、「平均利潤」という剩余価値配分の「1形態」にかんする特殊的規定要因ではなかったからである。

部門内競争は、単一の市場価値を形成することによって不等な利潤率を必然的に生みだすのであるが、部門間競争においてはまったく事情が異なる。異種生産諸部門においては、それぞれ生産する商品種類を異にし、したがって、これらの諸商品について形成さるべき何らかの、「単一の」市場価値ないし市場価格というようなものは、もともと存在しないから、そこでは、商品の社会的価値と個別的価値との背離という事態もありえない。異種生産諸部門は、それぞれその部門の諸資本の平均的有機的構成を異にするが、それは生産性の相違を示すものではない。労働生産性の較差ということは、いうまでもなく、同一種類の商品生産にかんしてのみ語りうることである。異種諸部門間における利潤率の「較差」を生みだす「条

13) マルクスが、『資本論』第1巻、第7篇、第23章で、「資本制的蓄積の一般的法則の例証」を示した際に、1846年から1866年のイギリスにおける「生産の巨人的進展は、すでに第4篇で充分に示唆された」と付言しているのは、われわれにとって示唆的である。

11) 前掲版、第3分冊、p. 538。

12) 同、第9分冊、p. 295。

件」(その「根拠」ではない)は、いわば、資本および労働の諸部門間における配分が、したがってそれぞれ種類を異にする商品数量の組合せが、それぞれの種類の商品にたいする需要量の組み合わせとずれる点にある。このような「ずれ」から生ずる利潤率較差は、したがって、部門間における資本及び労働の自由移動によって解消されうるのである。つまり、資本の流出入は、需要の側の条件を一定としたばあい、それぞれの部門における、生産諸条件を異にする諸資本の「組合せ」を変化させ、そのことによって、それぞれの部門における商品の市場価値の決定される水準を、それらが平均的な率の利潤を含むような水準に、移動させるのである。すでに述べたように、これは生産価格範疇の成立にほかならない。

同一部門内の諸資本の競争についていえば、もともと「資本の移動」という概念が成立しえないのであろう。超過利潤を取得する優良企業のもとへ、相対的に劣悪な生産諸条件をもつ企業の資本が「移動」するという表現がもし何らかの意味をもちうるとすれば、それは、生産諸条件の不均等性の拡大に基く、資本による資本の「収奪」、つまり「集中」過程にほかならない。

以上の考察によって、自由競争の条件のもとですでに平均利潤を上廻る超過利潤が「恒常に」存在しており、さらにはこの超過利潤が特定の優良資本にますます「固定化」する傾向さえ存在するということが論証されたとするならば、この超過利潤の「固定化」をもって、独占利潤の成立を説明しようとする試み¹⁴⁾には、重大な欠かんがあるといわなければならない。しかし、このようにいふのは、独占利潤の主要な「源泉」を特別剩余価値に求めること自体が誤りであるという意味ではなく、同一部門内競争による特別剩余価値の生産と超過利潤の取得が、同時に、一面では部門間競争によって制約されており、独占は、部門間ににおける資本の自由移動を制限することによって、たんなる生産性の較差から生すべき超過利潤を更に上廻る利潤の実現を可能にするという側面、お

14) 白杉庄一郎「独占資本主義のもとでの剩余価値の法則」『経済論叢』第80巻 第4号。

よび、それにもかかわらず続行される部門間競争が、この独占的超過利潤の無制限的増大をゆるさないという側面、つまり、部門内競争と部門間競争との関連が、そこでは不当に軽視されているからである¹⁵⁾。

そこで、つぎに、平均利潤法則の作用のもとでの、この「二重の」競争の関連を、若干の側面から考察することにしよう。

4

いうまでもなく、たんに平均利潤を上廻る利潤(超過利潤)はなんら独占利潤ではない。それは、同部門内の劣等資本における利潤率の平均以下への押し下げに対応するものであり、もともと自由競争の体制に含まれていたものである。このばあいの超過利潤は、各部門で生産される諸商品がそれぞれの生産価格で販売されることによってえられるのであって、各部門における個別的諸資本の取得する利潤が、超過利潤であるかどうかを決定する基準そのものは、だから、部門間競争によって形成される。これが部門間競争と部門内競争とがからみ合う第1の側面であるとすれば、つぎに第2の、もう1つの側面にふれておかなければならぬ。

それは、生産価格に含まれる平均利潤を中心とする部門内利潤率の不均等構造の存在と、この不均等構造が部門を異にするにつれて異なるという事情とは、生産価格の成立によって、一般的には何らの影響をこうむるものではないことを、さきに明らかにしたのであるが、この利潤率の不均等構造の部門間における差異は、各部門における特徴的利潤率に差異がないばあい、つまり部門間に一般的利潤率が形成されているばあいにも、資本の部門間移動をひき起す原因になりうるということである。

いま A, B 両部門において、それぞれの部門の

15) この特別剩余価値「固定化」説は、それ自体として、資本の集積・集中過程についてのすぐれた説明であり、その意味では、従来の独占利潤論にかけていた側面を強調するという merit をもつであろう。しかし、独占利潤論の本来的な課題は、独占利潤と超過利潤との同一性を論証することではなく、その差別性を明らかにすることにあると思う。

特殊的利潤率が、たとえば 20% という一般的利潤率に均等化されているとしよう。この 20% の一般的利潤率を中心とする、個別的諸資本(いまそれを、その生産諸条件の差に応じて、上位、中位、下位の 3 つに分け、この 3 つの資本の量的比率の差を捨象する)の利潤率較差が、A 部門においては、それぞれ 25%, 20%, 15% であり、B 部門においては、30%, 20%, 10% であるとしよう。このばあい、A 部門において平均ないし平均以下の利潤しか取得していない資本の一部は、それが B 部門に投下されたばあいには、A 部門におけるよりも比較的容易に標準的水準以上の生産諸条件を、したがって標準的水準以上の労働生産性を実現しうる、という条件があるならば、B 部門で取得さるべきヨリ大きい超過利潤を求めて、そこへ流入するであろう。そしてその結果、B 部門における標準的生産諸条件を多かれ少なかれ高くし、その部門での利潤率の不均等構造に一定の変化をもたらすとともに、A 部門のそれをも変化させ、ふたたび資本の部門間移動のための新らたな条件をつくり出すであろう。(このことは、既投下資本の部門間移動にかぎらず、追加的新投資のばあいにも同様にあてはまる。)以上は A 部門から B 部門への資本移動のばあいについてみたのであるが、この関連をさらに一般化していえば、各部門における超過利潤の存在は、たんに部門内競争の目標であるばかりでなく、同時に部門間競争の目標でもあるということである。ある意味では、これを超過利潤の均等化傾向ともみなしうるであろうが、しかし、そのことは、競争によって、一般的に超過利潤が平均利潤の水準に近づけられるということを意味するのではなく、部門のいかんをとわず、超過利潤が平均利潤を超過しうる程度には、一定の限界があることを意味するだけである。

部門内競争と部門間競争とのこのような共通目標が現実的意味をもちうるのは、B 部門への追加投資によって低下すると予測される B 部門の一般的利潤率、および、一定の変化をこうむると予測される利潤率の不均等構造のもとでもなお、一定の超過利潤が確保できると考えられるばあいであ

る。そして、この超過利潤確保の可能性を左右する条件としては、当該部門にたいする需要を一定とすれば、つきの 3 つをあげることができるだろう。すなわち、(1)当該部門における生産の集積、および資本の集積・集中の程度、(2)標準以上の生産条件を確保するに要する投下資本量、(3)その資本投下によって追加供給される商品量、がそれである。このうち、(3)は(2)によって当然規定されるし、(1)は(2)を規定する条件とみなすことができるから、けっきょく、少くとも部門間競争にとって基本的に重要な要因は、(2)であると考えられるかもしれない。じっさい、この要因が、平均利潤法則の「廃棄」を論ずる際に、しばしばもっとも重視されているのである。しかし、このばあいにも、ますます巨大なものとなる「最低必要資本量」が、多くの資本家にとって容易には調達されなくなるということよりも(この問題は、歴史的にも理論的にも信用制度の導入によって基本的には解決される。信用による資本動員の機会が個別的諸資本にとって不平等であるという事実は、また別の問題である)，むしろ、「集積によつてつくりだされた巨大企業の水準に立とうと欲する新しい企業は、すべて非常に多量の生産物を生産することになるので、……(需要が非常に増大しないばあいには)，この過剰な生産物のために、価格は、この新しい企業にとっても、独占団体にとっても、ひきあわない水準にまでおしさげられることになる¹⁷⁾」という事情の方が、少くとも理論的にはより重要な意味をもつようと思われる。

16) さきに言及した北原氏のばあいには、この「最低必要資本量」が利潤率較差を生む決定的な要因とされているようにみて、じっさいには、それは「大規模部門」から小規模部門への資本移動の条件とみなされており、また「大規模部門」と「小規模部門」の区別を「資本規模の大小」に一般化するのは論理的でないようと思われる。星川氏のばあいには、部門のいかんを問わず、「個々の企業の利潤率は、その規模に照応して高くなる」(前掲論文、p. 77)ことを主張しようとするものであって、「最低資本必要量」という概念は、ほとんど重要な意味をもたされていないように思われる。

17) H. Levy; *Monopole, Kartelle und Trusts*, S. 290。この個所は、レーニン『帝国主義論』の中で引用されている。

超過利潤をめざす資本の部門間移動(または新投資——以下同じ)によって、移動の目標そのものが消滅するとみられるばあいには、このような資本移動が起りえない、ということは、もともと資本移動の基本原則である。

資本の「最低必要量」は、生産の集積と、それに伴う技術的条件の変化によって、一般的にはたえず引き上げられることはたしかであろう。しかし、以上の観点からすれば、この「最低必要量」の絶対的な大きさと、その部門間格差は、それ自身では部門間における利潤率均等化の「阻止要因」ではなくて、重要なのは、この「最低必要量」の、それぞれの部門の資本総額にたいする比重でなければならぬ。換言すれば、部門間における資本移動が、部門間に均等な一般的利潤率を形成しえなくなる程度にまで阻止されるのは、それぞれの部門における資本の「集中度」が、一定の高さにまで達したばあいである。このばあいには、一般的にいって、この「集中度」の高さに応じて(といっても、他の多くの要因によって修正されつつ)，当該部門への資本流入を呼び起すに必要な利潤率の落差の程度が大きくなる、といえるのである。しかし、この資本集中が、そのようなものとして決定的意味をもつのは、歴史的にいって、独占の成立によってであるということに注意

しなければならない。この独占の支配する段階においては、「最低必要資本量」の契機が、集中度との関連において独自の重要性をもつことになるだろう。こんにちでは、生産の集積・集中の一定の発展そのものが、それを基礎とするなんらかの形の独占的結合が認められうると否とにかくわらず、ただちに独占的状態とみなされるばあいがしばしばあり、また独占的支配の確立した段階においては、そうみなしうる十分の根拠がある。しかし、その発展の一定段階で独占を生みだす生産の集積・集中はそれ自身としては、独占段階に特有のものではなく、資本蓄積一般のもっとも基本的な形態である。したがって、独占段階における平均利潤法則の「揚棄」は、もともとこの法則に内在した「不均等化の力」が「均等化の力」にうち勝ったからではない¹⁸⁾。集積・集中は、平均利潤の法則の作用のもとに進行しながら、この法則が支配的に作用しうるような「条件」、「基盤」を変革し、独占という新たな条件を生みだしたのであって、それ自身が利潤率不均等化の「原因」なのではない。この論点は、私には、生産様式の段階的変革に伴う、ふるい法則の「揚棄」と新しい法則の作用という問題を考えるばあいに、重要な意味をもつようと思われる。

18) 見田氏の前掲論文を参照。